

「マニフェスト」は、チェックがあって初めて『マニフェスト』になる

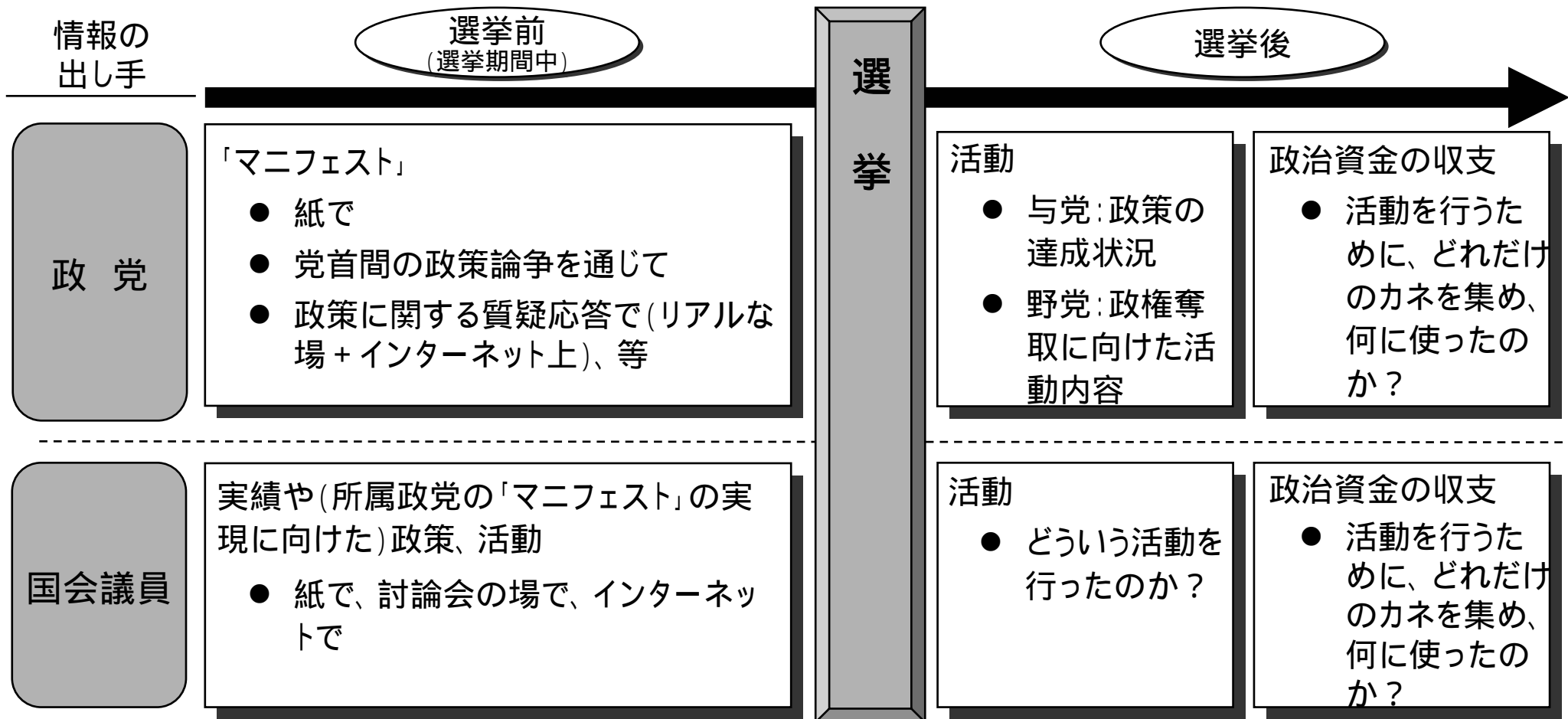
－ 「マニフェスト」+「情報公開の徹底」=「政治改革」の実現

平成 15 年 10 月

構 想 日 本

「マニフェスト」を有効に機能させるには、 選挙前のみならず、選挙後の「チェック」が不可欠

有権者のチェック対象となる情報



チェックの前提は、政治家の「情報公開」の徹底

- 政治家の情報公開は、行政に比べるとはるかに遅れている

現行制度の問題点

選挙前(選挙期間中)

- 「マニフェスト」が、限られた場所でのみ配布できない*
- 選挙期間中に、「公開討論会」を自由に開くことができない(「マニフェスト」をベースにした実のある政策論争を、有権者は見ることができない)。
- 選挙期間中に、「インターネット」を活用することができない(「マニフェスト」に関するQ&Aなど、広く有権者とのコミュニケーションをとることができない)。

選挙後

- 政治活動についての具体的な報告がほとんどない
- どういう政治活動にカネが使われているか不透明(公認会計士または監査法人による監査報告の対象が、極めて限定されている)
- 政治家個人の収支全体をあらわす報告書がない(団体ごとの収支だけ)
- (団体の)収支報告書は「閲覧」のみで、「複写」は認められていない

問題点

理由

「公職選挙法」が、候補者の選挙活動を、詳細にわたり規制している

「政治資金規正法」は、有権者に親切な情報提供の仕組みを定めていない

政治活動の報告、公開についてのルールが何もない

政治家の「情報公開の徹底」のカギは、
「公職選挙法」の改正
「政治資金規正法」の改正、そして
「有権者総会」の開催

* 直近の第157回臨時国会での公職選挙法改正で、選挙事務所、演説会場、街頭演説の場に限り配布が認められた(配布方法の見直しに関する附帯決議あり)。

提言の要約

「公職選挙法」の改正

- 「マニフェスト」の配布の完全自由化
- 「公開討論会」の実施、放映の自由化
- 「インターネット」の活用 of 自由化

「政治資金規正法」の改正

- 国会議員個人の「連結収支報告書」の義務化
- 「外部監査」の義務化
- 「実質的」な公開の実現(報告書の「複写」、インターネット上の掲載)

「有権者総会」の開催

- 年に一度、有権者に「活動報告」と「財務報告」を行う場

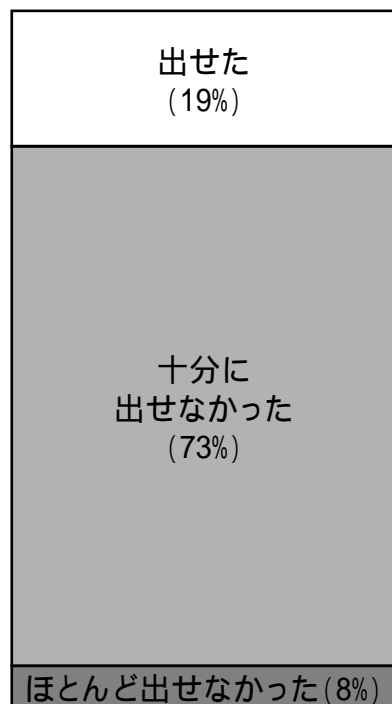
「公職選挙法」の改正

有権者、候補者ともに、8割が現在の選挙運動について不満

構想日本アンケート結果より(2000年7月:衆議院選挙後実施)

候補者の声

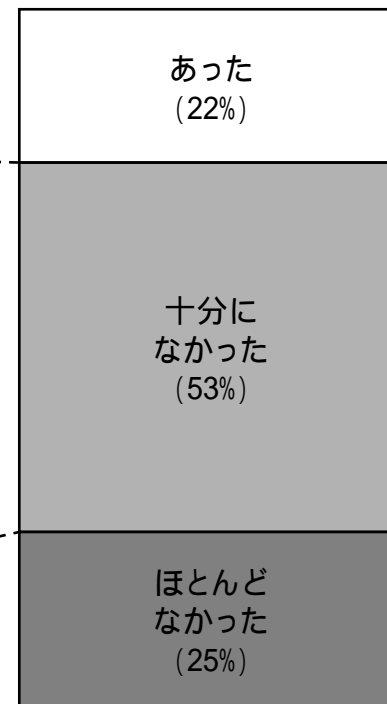
- 選挙運動で自分の政策に関する情報を、十分に伝えましたか？



N = 229

有権者の声

- 候補者の政策についての情報は、十分にありましたか？



N = 449

候補者が“情報をほとんど伝えなかった”と思う以上に、有権者は“情報がほとんどなかった”と感じている。なぜか？

公職選挙法の細かな規制が、候補者の情報を得にくくしている

有権者から寄せられた主な質問

質問：公開討論会を“告示前”には第三者(有権者)が主催できるのに、なぜ“告示後”にはできないの？

- 答え：告示後は、候補者が政見を有権者に訴える演説会として、「個人演説会」や「政党(等)演説会」は認められているが、それら以外の演説会は禁止されている(公選法164条の3)。したがって、各候補者が同日、同一場所で演説会を開催する「合同演説会」という形式で行わざるを得ない。この場合、有権者が演説会の開催予定を宣伝できない、自由な企画ができない、などの制約がある。
 - さらに、仮に告示後の合同演説会を開催したとしても、その放映については、テレビ局が自主規制している。この背景には、公選法151条の5「何人も、この法律に規定する場合を除く外、放送設備を使用して、選挙運動のために放送をし又は放送をさせることができない」と、放送法による「政治的公平性」の確保がある。解釈により放映できなくもないが(98年の長崎県知事選)、明文の“お墨付き”がない中では、テレビ局が二の足を踏んでいるのが現状。

質問：なぜ、電話はいいのに、ホームページはだめなの？

- 答え：インターネットによる選挙運動を禁止する明文の規程はないが、総務省がホームページは法定外の「文書図画」に該当すると解釈しているため(公選法142条、143条)、実質的に禁止されている(選挙期間中のホームページの更新はできない、等)。

質問：なぜ、街宣車では連呼行為しかしないの？

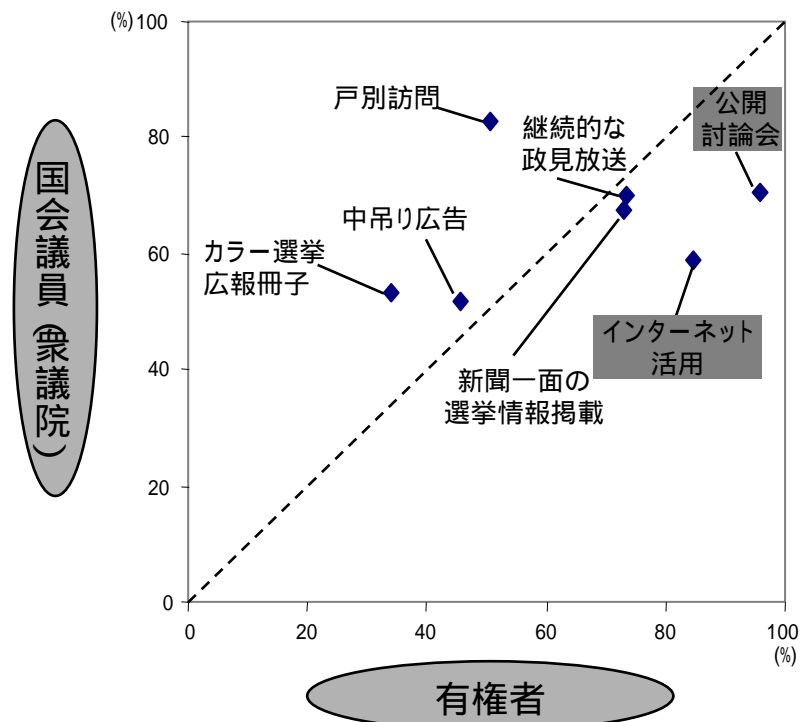
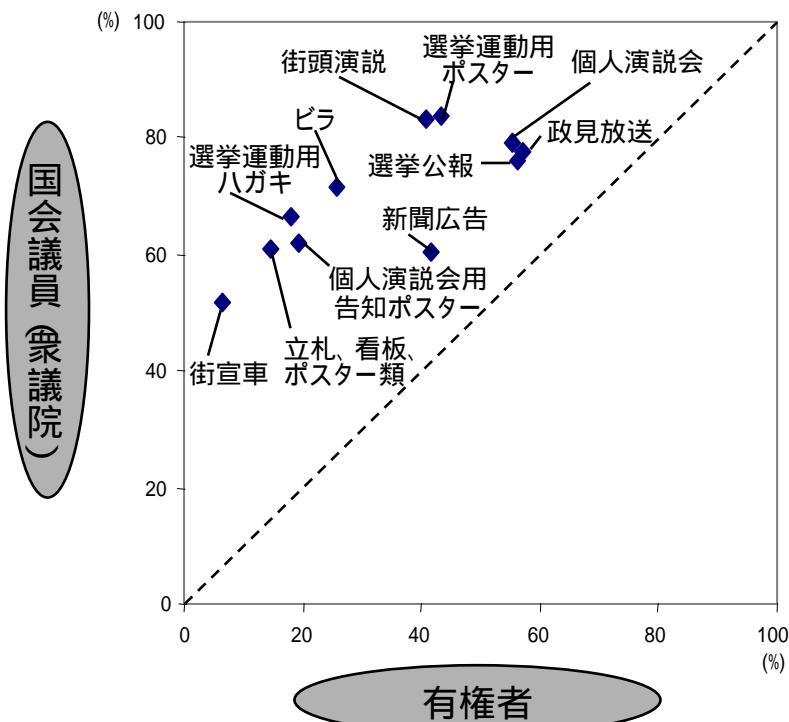
- 答え：自動車の使用による選挙運動で認められているのは、停止した自動車の上での演説と走行中の自動車の中からの連呼 - “ をお願いします” - だけ(公選法141条の3)。

選挙運動に対する有権者と国会議員の認識の比較

構想日本アンケート結果より(2000年5月:衆議院選挙前実施)

「現在」行われている選挙運動に対する認識
(「効果が高い」と回答した割合)

「新しい」選挙運動に対する認識
(「効果が高い」と回答した割合)



現在の制度下では、結局、政治家の
“独り善がり”に終わっている

「公開討論会」と「インターネットの活用」に対する有権者のニーズが高い

注: 国会議員: N = 133、有権者: N = 414

有権者のニーズに応えるため、以下の3つを実行すべき

1. 「公開討論会」の実施、放映の自由化

- 誰もが、選挙期間中に、自由に公開討論会を開けるようにする。
 - 開催の告知は、立候補者全員に行う。ただし、参加するかどうかは候補者の自由。
- 選挙期間中の公開討論会を放映してもよいことを、法律に明記する。

2. 「インターネット」の活用の自由化

- インターネットによる選挙運動を認めることを、法律に明記する。
 - もちろん、選挙期間中の更新も認める

3. そして、「マニフェスト」の配布の完全自由化

- もちろん、インターネット上の掲載もOK(上記2が実現すればおのずと可能)

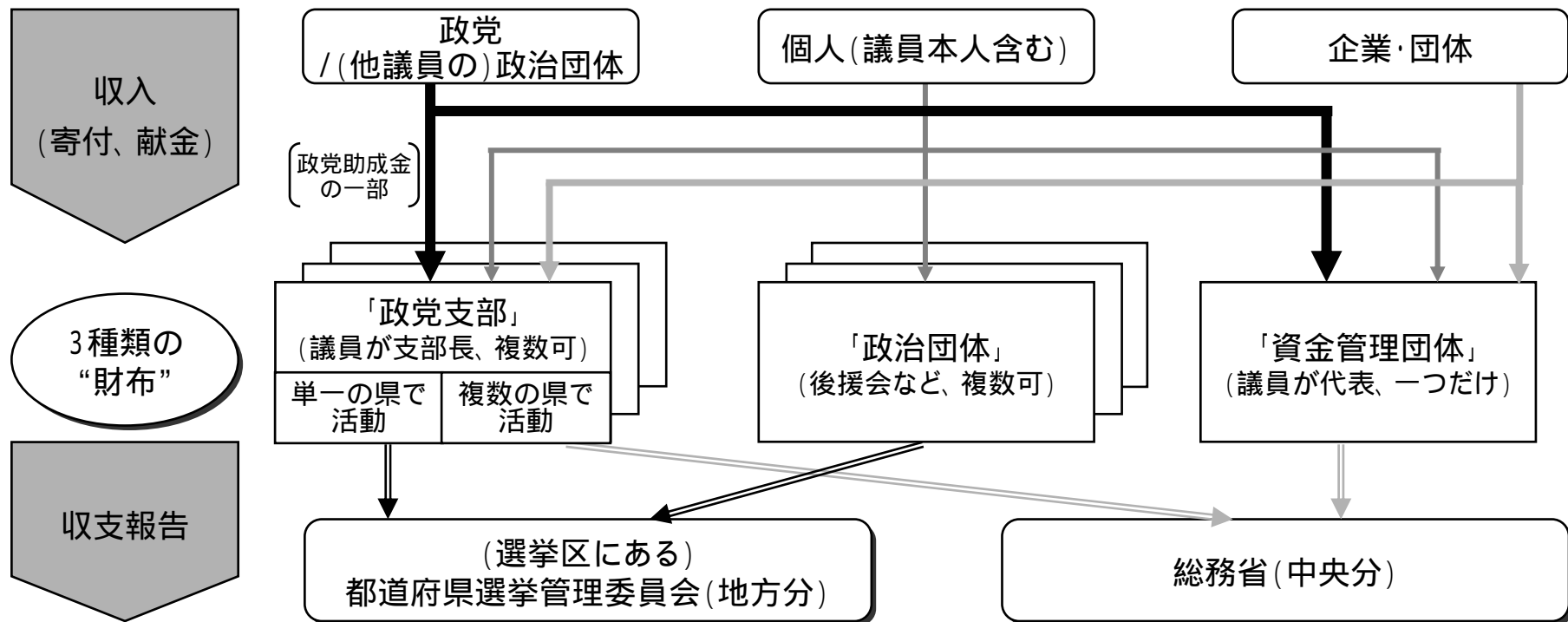
リアルとバーチャルの両面で、「マニフェスト」をより広く有権者に
アピールできる環境をつくる

「政治資金規正法」の改正

現在は、個人ベースで見たカネの流れの全体像がわからない

政治資金規正法の改正

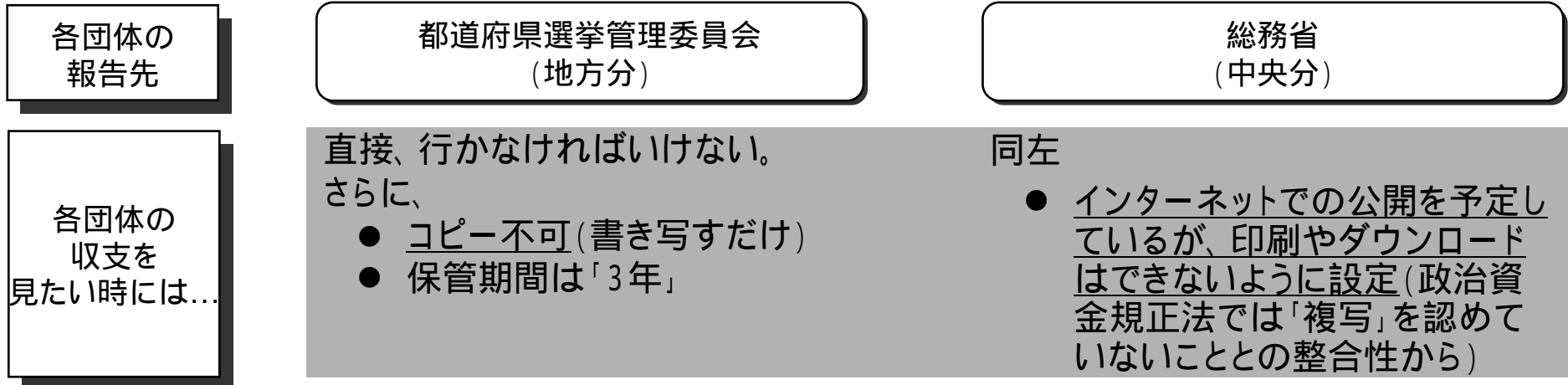
政治資金の流れと報告先



団体の収支が統合されていないので、議員個人の収支全体を見ることは実際上無理 (選管と総務省に行って、数字を写してまとめるしかない)。

- ある調査では、団体間のカネの出入りにつじつまが合わない例があったとのこと。だが、今の仕組みでは、団体ごとにバランスがとれていれば、その矛盾は露呈しない。

さらに、収支報告の入手方法は、有権者にとって極めて不親切



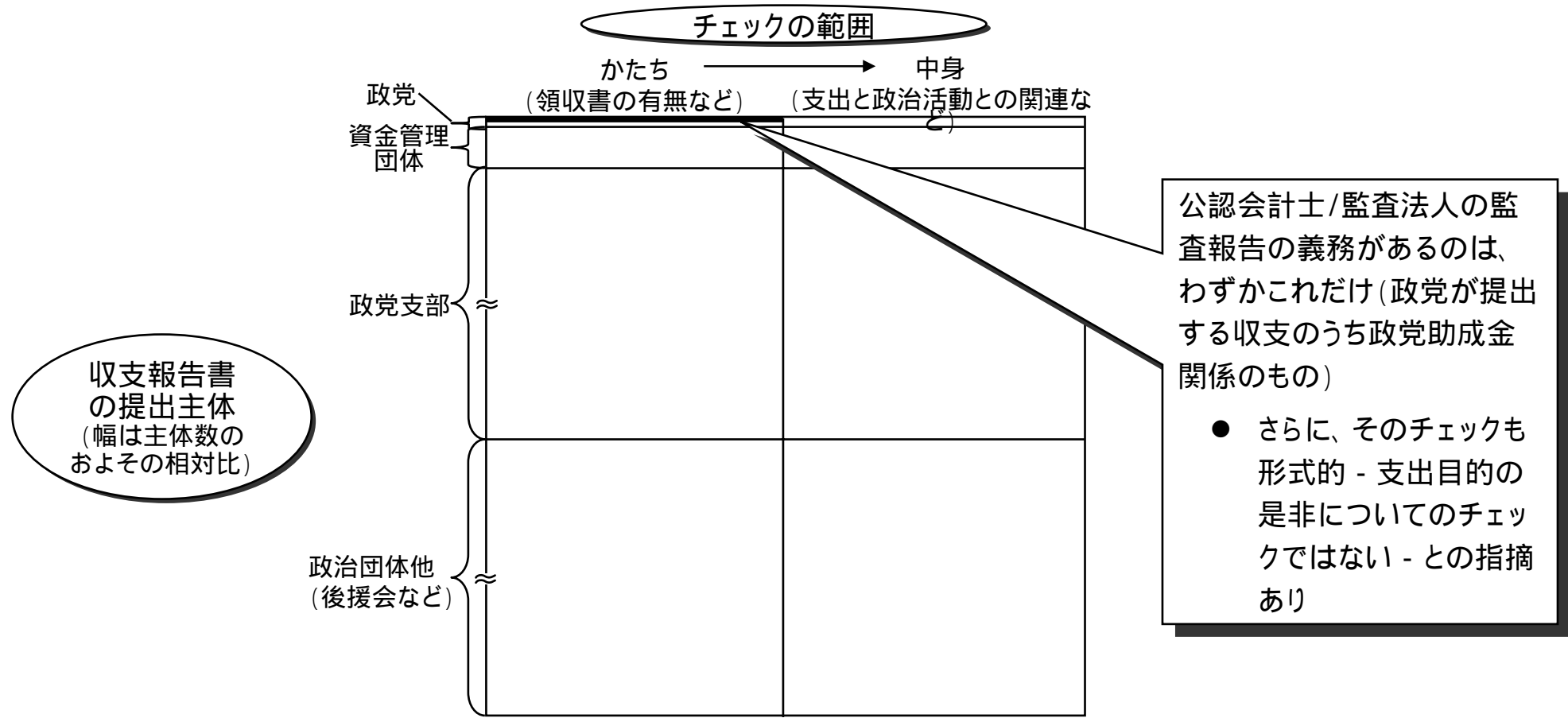
なぜ、「複写」ができないかというと、政治資金規正法には「閲覧」という文言しか書いていないから(第20条の2第2項)

- 平成7年2月の最高裁の判決(傍論)によると、『一般に「閲覧」の中に「写しの交付」が含まれると解するのは困難であること、他の法令上、謄本、抄本の交付、謄写等が認められる場合にはその旨が明記されていること等にかんがみると、政治資金規正法は、「写しの交付」を権利として保障しているものでないことは明らか』とのこと。

ただし、情報公開法に基づく請求ならば、勿論「複写」は可能(手数料とコピー代は必要)。
 ➡ 有権者の利便性を高めるために、「閲覧」のみならず「複写」も明示的に認めるよう、政治資金規正法(第20条の2第2項)を改正するのが筋ではないか。

加えて、カネの使い方に関する実質的なチェックがまったく不十分

現在の制度下における監査法人等による監査報告の対象(イメージ)*



有権者が知りたいのは、「政治資金が、「政治」にちゃんと使われているかどうか」という事。

- また、政治資金は「無税」であることから、「政党助成金の原資は税金 厳格な監査要」、「他の政治資金の原資は非税金 厳格な監査不要」という理屈は通らない。

* 政治家秘書など関係者複数のヒアリングをベースに作成。

「政治とカネ」に関する情報公開の徹底に不可欠な3つのポイント

1. 国会議員個人の「連結収支報告」の義務化

- 3つの財布(政党支部、政治団体、資金管理団体)の収支報告(単体ベース)とともに、3者を合わせた連結ベースの収支報告を、政治資金規正法のなかで義務付ける。

2. 外部監査の義務化

- 政党の収支報告および国会議員の連結収支報告(上記)は、外部の公認会計士または監査法人による監査を受けるように義務付ける。
 - 単なる「合規性」のチェックではなく、監査基準を明確にした上で、支出目的の是非(政治活動との関連の有無)にまで踏み込んだチェックが不可欠

3. 実質的な公開

- すべての収支報告(団体ごと、連結ベース)と外部監査結果(上記)を、「閲覧」だけではなく「複写」もできるよう、政治資金規制法に明記する。あわせてインターネット上で、すべて公開する(当然、印刷/ダウンロードも可能にする)。

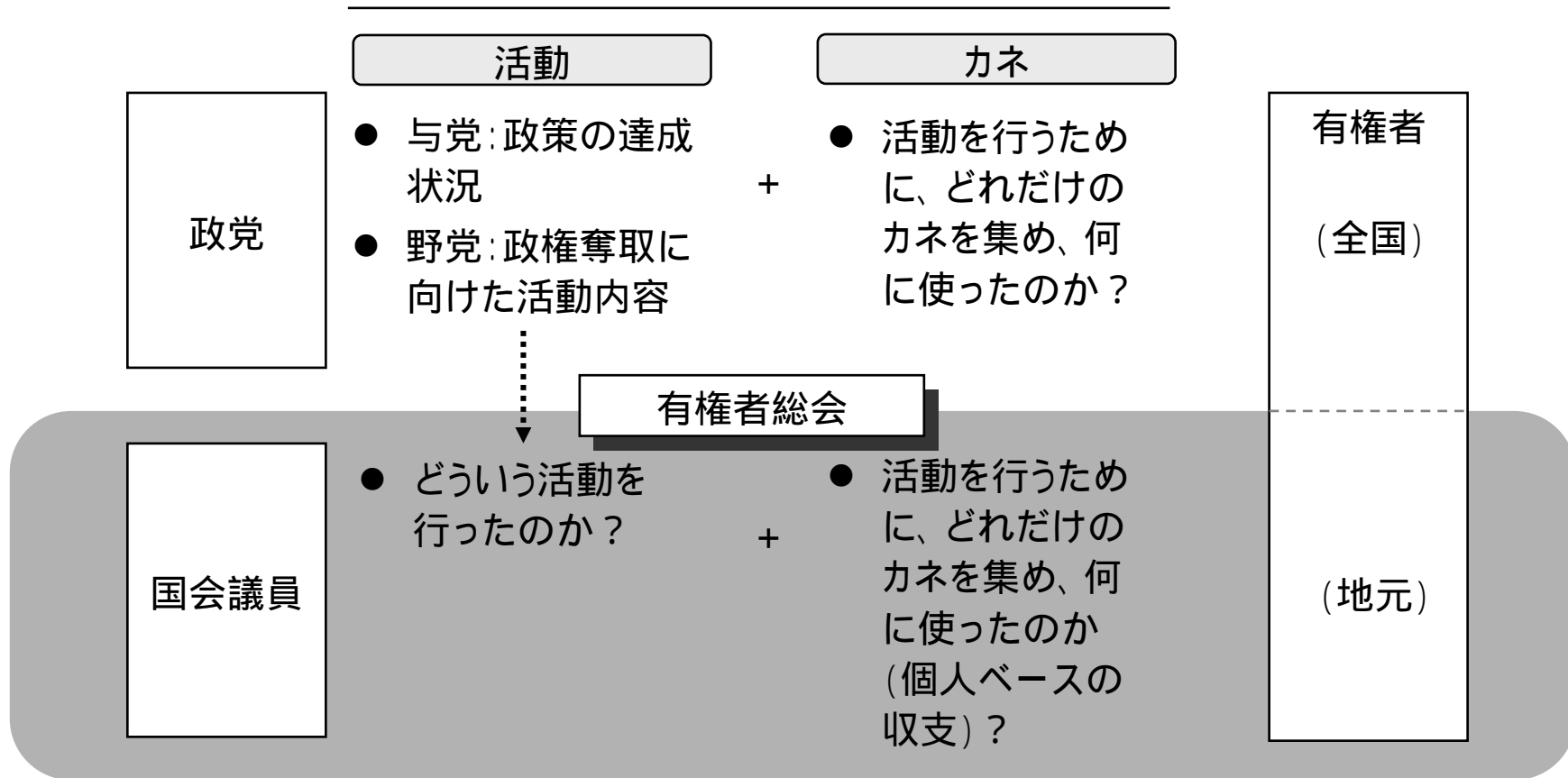
➡ 有権者によるカネの監視、データの加工・分析などを容易にする情報環境を整備

「政治とカネ」に関する情報公開の第一義的な責任は立法府にある。立法府の自浄作用を強化するためにも、そのもとに情報公開の促進を担う独立機関を設けてはどうか。

- 情報の一元的な集中・公開(総務省政治資金課、選管の当該機能は廃止)、カネに関する倫理基準の作成(国会の政治倫理審査会の当該機能は廃止)、外部監査基準の作成、など

「有権者総会」の開催 情報公開の徹底を図るためのもうひとつの仕組み = 「有権者総会」

報告内容



公開企業と同じように、「公」の存在である政治家は、年に一度、有権者に対して「活動報告」と「財務報告」を行うべきではないか

- 各自のホームページに、総会の議事録や音声の様も掲載